

パパとパートナーのための育児ゼミ業務委託仕様書

本仕様書は、江戸川区（以下「甲」という）が、受託者（以下「乙」という）とのパパとパートナーのための育児ゼミの委託契約について必要な事項を定める。

1 委託事業名 パパとパートナーのための育児ゼミ

2 実施場所 オンライン又は区が指定する場所

3 委託期間 契約確定日から令和8年3月31日まで

4 本契約の更新

本契約は乙による業務の履行内容が良好であり、かつ本契約期間中に甲から指名停止措置を受けなかった場合は、次の各号により更新することができる。

（1） 本契約の更新の可否については、年度ごとの業務の履行内容を評価したうえで甲が決定する。ただし、各年度における本契約に係る予算の成立が前提となる。

（2） 本契約の見直しについては、少なくとも3年ごとに行うものとする。

5 委託概要

本委託は、パパとパートナーのための育児ゼミ（内容は「6. 業務内容」のとおり）の事業を委託するもので、乙は次の業務を行うこととする。（実施方法の詳細は「7. 実施方法詳細」のとおり）

（1） 受付業務

（2） 受講日の決定及び決定内容の通知業務

（3） パパとパートナーのための育児ゼミの実施業務

（4） 事業結果報告（アンケートの集計含む）及び継続的な支援が必要な者の引継ぎ

（5） 募集案内チラシの作成（6000部程度）

6 業務内容

概ね次のとおり。なお、内容の詳細や配布資料、アンケート内容については、甲と協議のうえ決定し、事前に当日のプログラム及び配布資料を区に提出すること。また、甲が指定する資料については参加者に配布すること。

（1） 対象者

江戸川区在住の妊婦の夫やパートナーおよび0歳から2歳児の父親

（2） 実施規模

月1回程度、1回30名程度（年間12回以上 計360名程度）

（3） 実施日時及び会場

契約確定日から令和8年3月31日の期間内の指定した日に実施する。

日程と会場の詳細については甲と乙で協議のうえ決定し、別に定める。

実施内容

①受付

②講義・交流・相談事業の実施

③アンケートなどを通して事業評価を行い、甲への報告

7 実施方法詳細

(1) 受付業務

当事業の申し込みは、受付開始日を各回設定してメールにて受け付け、回毎に整理集約すること。

必要な事項は、父親等の氏名、郵便番号、住所、生年月日、電話番号及び、メールアドレス、受講（希望）日、並びに子どもの氏名及び、生年月日とする。

乙は、受付状況のほか、受講日の変更やキャンセル等事業に関する電話での問い合わせに対応すること。

取得した情報と決定した受講日を記載した参加者名簿（電子データ）を作成し管理する。

(2) 受講日の決定及び決定内容の通知業務

申し込み受付後、受講希望日より受講日を決定し結果を通知する。

通知はメールで行い、発送や連絡に係る費用は、受託者が負担すること。なお、結果の通知内容は甲と乙で協議のうえ決定し、別に定める。

(3) パパとパートナーのための育児ゼミの実施業務

①子どもの発育発達過程に応じた育児についての講義を行う。

②参加者同士の交流時間を設ける。

③参加者からの相談に応じる。

④受講修了者に対して、修了証明書を通知する。

実施場所（方法）はオンライン開催とする。会場を使用して開催する場合は、甲と乙で協議のうえ決定し、別に定める。

なお、事業実施中に事故等が発生した場合は、速やかに担当者に報告すること。

(4) 事業結果報告

「事業実施報告書」及び「参加者名簿」「アンケート」及び「アンケート集計票」は実施月分をとりまとめ、速やかに郵送又は手渡し又は区の指定する外部ファイル授受機能による方法で甲に提出すること。また、年度末には各回毎の参加人数（1年分）を甲に提出すること。

参加者のうつ予防と虐待予防の観点から、継続的な支援が必要な者がいた場合は、可能な限り本人の了承を得たうえで、甲への報告すること。

8 業務体制および従事者

(1) 業務体制

育児に関する講義及び相談を受ける者は、子どもの発達発育過程に関する知識を習得している者とする。

参加者同士の交流時間には、育児経験のある父親に参加してもらうこと。

(2) 従事者名簿の提出

契約締結後、速やかに従事予定者名簿を提出すること。従事予定者に変更がある場合は、速やかに変更届を提出すること。また、事前に開催日ごとの従事予定者の名簿を甲に提出すること。名簿には、当日の責任者を明記すること。

9 個人情報の保護

以下の条件を遵守し、事故が起こった場合は速やかに報告すること。これに反した場合

は、契約を解除し、甲は損害賠償を請求することができる。

- (1) 乙はこの事業により、直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。
- (2) 乙はこの事業で収集した個人情報を、甲の指示する目的以外に使用し、または第三者に提供しないこと。
- (3) 乙はこの事業で収集した個人情報の全部または一部を甲の許可なく複写、または複製しないこと。
- (4) 乙は、個人情報について善良なる管理者の注意義務を持ってあたり、個人情報の紛失、漏えい、改ざん、毀損の防止その他個人情報の適正な授受、管理及び保護を図るため必要な措置を講じること。また、必要に応じ個人情報の管理に係る甲の検査を受けること。
- (5) 乙は収集した個人情報をもとに作成した名簿や受付簿については、毎回事業終了後にデータを削除し、個人情報データ削除報告書を提出すること。
- (6) 乙は、この事業の全部または一部を他へ委託しないこと。
- (7) 業務にあたり、個人情報に関する特約条項（様式1）を遵守すること
- (8) 区指定の様式で、契約時、履行中等、区が必要と求めるときに「個人情報の取扱いに関するチェックリスト」を提出すること。

10 一般的禁止事項

以下の内容について、禁止する。

- (1) 著しく受講者及びその家族等江戸川区民の信用を損なうような行為
- (2) 営利活動および事業者、特定の育児用品等の宣伝、または思想、宗教等の普及活動
- (3) 金銭等を受講者から徴する行為

11 支払方法

毎月払いとし、事業実施報告書に基づき検査合格の後、正当な請求があった日から30日以内に支払うものとする。

12 その他

- (1) 乙は、受託業務の実施予定及び実施状況について、随時、また甲から求められたときは速やかに報告すること。
- (2) 緊急時における体制整備及び対応方法を明確なものとし、適正な実施に努めること。
苦情に対する体制についても明確なものとする。
本受託業務実施に関して事故があった場合は、乙において迅速かつ誠実に対応するとともに、速やかに報告すること。
- (3) 本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。
- (4) 本受託業務実施に際しては、江戸川区における母子保健事業を理解し、支障のないよう必要な事項の習得に努めること。
- (5) 乙が甲の備品を破損し甲から損害賠償を求められた場合には、乙は誠意を持ってこれを受け入れること。
- (6) この仕様書に定めのない事項および疑義のある場合は、甲と乙双方が協議のうえ、決定する。